

日本から見た「韓国併合」

月 脚 達 彦

はじめに

一九一〇年からの日本の朝鮮植民地支配は、同年八月二日に韓国統監寺内正毅と韓国内閣総理大臣李完用の間で調印された（公布は二九日）「韓国併合ニ関スル条約」によって開始された。全八条の条文から見たこの条約の勘所は、最初の二条である。

第一条 韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス

第二条 日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾

シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス

見られるように、第一条で韓国皇帝が韓国の統治権を日本の天皇に譲与することを申し出て、第二条で日本の天皇がその譲与を受け入れて韓国を日本に併合するという、双方の君主の「合意」によって「韓国併合」が行われるという論理になっている。本稿は、この「合意」の意味を、明治初期以降の日本と朝鮮（韓国）の関係史の文脈の中に位置づけようとするものである。

「韓国併合」については、植民地化された朝鮮の側から、つとにその欺瞞性が指摘されていた。たとえば、一九一九

年の三・一運動に先立ち、二月八日に東京で朝鮮人学生が宣言した「二・八独立宣言」（起草は李光洙）は、「韓国併合」へと至る日本と朝鮮の関係について、以下のように述べている（傍線とその番号は月脚によるものである）。

（上略）四千二百年の長久な歴史を有する我が〔民〕族は、実に世界最古の文明民族の一つである。たとえ一時支那の正朔を奉じたことがあったとしても、これは朝鮮皇室と支那皇室との形式的・外交的關係に過ぎず、朝鮮は常に吾が〔民〕族の朝鮮であつて、一度も統一した国家を失つて異〔民〕族の実質的支配を受けたことがない。日本は、朝鮮は日本と唇齒の關係があることを自覚していると言つて、一八九五年、日清戦争の結果、日本が韓国の独立を率先して承認し、英・仏・独・露などの諸国も独立を承認するのみならず、これを保全することを約束した。韓国はその恩義を感じて鋭意諸般の改革と国力の充実を図つた。当時、ロシアの勢力が南下して東洋の平和と韓国の安寧を脅かすと、日本は韓国と攻守同盟を締結して日露戦争を開いたが、東洋の平和と韓国の独立保全は実にこの同盟の趣旨で

あり、韓国はさらにその好誼に感じ、陸海軍の作戦上の援助はできなかつたものの、主権の威厳まで犠牲にして可能なあらゆる義務を尽くし、もつて東洋平和と韓国独立の両大目的を追求した。その戦争が終結するに及び、当時の米国大統領ルーズベルト氏の仲裁で、日露間に講和会議が開設されると、日本は同盟国の韓国の参加を許さず、日露両国の代表者の間で任意に日本の韓国に対する宗主権を議定し、日本は優越した兵力を持つて、韓国の独立を保全するという旧約に違反して、暗弱な当時の韓国皇帝とその政府を脅し欺いて、「国力の充実が十分に独立を得るだけの時期まで」という条件で韓国の外交権を奪つて、これを日本の保護国とし、韓国が直接世界列国と交渉する道を断ち、因つて「相當な時期まで」という条件で司法・警察権を奪い、更に「徴兵令の実施まで」という条件で軍隊を解散して民間の武器を押収し、日本の軍隊と憲兵警察を各地に遍く配置し、甚だしくは皇宮の警備まで日本の警察を使用し、このようにして韓国を全く無抵抗者にした後に、多少明哲の称があつた韓国皇帝を放逐して皇太子を擁立し、日本の走狗によつていわゆる合

併内閣を組織して、秘密と武力の裏で合併条約を締結したが、ここに吾が「民」族は建国以来、半万年に（して）、自分を指導し援助すると言う友邦の軍国的野心の犠牲になったのである。実に日本の韓国に対する詐欺と暴力から出たものである。このような詐欺の成功は、世界興亡史に特筆すべき人類の恥辱だと言うべきである。保護条約を締結した時に、皇帝と賊臣ではない幾人かの大臣はあらゆる反抗手段を尽くし、発表後にも全国民は赤手によって可能なあらゆる反抗を尽くし、（中略）合併の時に当たっては、手中に寸鉄が無いにもかかわらず可能なあらゆる反抗運動を尽くしているなか、精鋭な日本の武器の犠牲になった者、その数が知れず、（中略）これによって観ても、韓国合併が朝鮮民族の意思ではないことを知ることができよう。（中略）このように、吾が「民」族は日本の軍国主義的野心の詐欺・暴力の下に吾が「民」族の意思に反する運命に当面したのだから、正義によって世界を改造するこの時に、当然に匡正を世界に要求する権利が有り、^⑤世界改造の主人たる米と英は、保護と合併を率先して承認した理由によって、この時にまた旧悪を贖う義務

が有ると言うべきである。（下略）^②

いささか長い引用になったが、この文章には今日の時点から「韓国併合」を振り返って検討する際の論点がいくつか含まれている。第一に、「韓国併合」に関しては、それが朝鮮民族の意思ではなかったことが明確に述べられている（傍線④）。第二に、「韓国併合」に先立つ一九〇五年の保護国化に対して、皇帝高宗が抵抗したと述べられている（傍線③）。第三に、日露講和条約を境にして、日本はそれ以前には朝鮮の「独立」を尊重してきたのに対し（傍線①②）、それ以後は詐欺と暴力によって朝鮮の「独立」を奪ったとされている。第四に、アメリカとイギリスは保護国化と「併合」を率先して承認したとなっている（傍線⑤）。本稿では、ここでの四つの論点、その中でもとりわけ第三の「独立」という論点に注目して、「韓国併合二関スル条約」における「合意」について考察する。

なお、日朝関係史の視点からの「韓国併合」に関する研究は、海野福寿『韓国併合史の研究』（岩波書店、二〇〇〇年）が最も充実したものであり、本稿の内容も多く同書の実証的成果に依っている。本稿では、同書が考察の範囲と

してない日露戦争以前の時期についても近年の朝鮮近代史研究の成果を参考にしながら論じ、また日露戦争以後についても、朝鮮近代史研究の立場から若干の補足を試みたい。

一 近代日朝関係の始まりと日清戦争

周知のとおり、近世において日本と朝鮮は、徳川將軍（大君）と朝鮮国王との対等の外交関係を有していた（交隣）。一方、中国との関係においては、近世を通じて日本は外交関係を持たなかったが、朝鮮は中国の明、次いで清との間に、朝貢・冊封の関係（宗属関係）を有し、それは近代の日清戦争の開始直前まで維持された。明治維新によって日本に天皇を頂点とする政府ができると、これが従来の交隣関係と齟齬を生むことになる。

一八六八年一二月、明治政府は対朝鮮外交を管轄していた対馬藩主の宗氏を通じて、朝鮮に王政復古を告げる書契を伝達した。この書契には「爰我皇上登極、更張綱紀、親裁万機、欲大修隣好³」のように、それまでの書契の慣行にない「皇上」という文言が使われていた。これを受理すると、清の皇帝から「国王」として冊封されている朝鮮の君主との間に不平等関係が生じるために、当時国王高宗に代

わって政権を握っていた興宣大院君はこれの受理を拒否し、日朝外交関係は途絶することとなる。

日本では幕末より様々なレベルで征韓論が唱えられたが、この書契における日本側の朝鮮の位置づけも、征韓思想を反映したものであった。吉野誠によれば、征韓思想とは「朝鮮が天皇に服属すべきものであり、その天皇を中心とした体制が日本の本来の姿、国体であるとする理念であ」って、「王政復古して国体を顕現するからには、朝鮮はしかるべき服属の礼を示さなければなら」ず、「すくなくとも日本の優越的な立場を明確にすべきであり、朝鮮側が拒否する場合には、武力をもってしてもそれを実現しようという主張⁴」である。

ところが、一八七三年に朝鮮で国王の高宗と王妃の閔氏の一族が大院君を政権から追い落として高宗の親政を始めると、朝鮮政府は日本に対する姿勢を軟化させた。これを察知した日本政府も、天皇が外交を直接司る以上朝鮮は日本に服属しなければならぬという「朝廷直交」論に替えて、それ以前からも妥協策としてあった、対等な両国政府の間で外交関係を結ぶという「政府対等」論によって朝鮮との条約を締結しようとした。しかし、日本側がもたらし

た書契に依然と「皇上」の文言が使われていたこと、外務省から派遣された森山茂が儀礼の場において洋服の着用に固執したことなどによって交渉は不調に終わり、日本政府は軍艦雲揚を朝鮮に派遣、一八七五年九月には江華島で朝鮮側と戦闘を繰り広げた。この江華島事件を契機に日本と朝鮮の条約締結交渉が一八七六年二月に江華島で行われるのであるが、朝鮮国王高宗は事件以前から朴珪寿・興寅君最応らの意見を容れて、日本との戦争という最悪の事態を回避しようとしていた。二月二十六日に調印された日朝修好条規は、日本側に有利な「不平等条約」だったが、しかしその内容は当時の朝鮮政府にとって概ね満足のいくものだったことは、筆者が別稿で述べたとおりである。⁵⁾

この日朝修好条規によって近代の日本と朝鮮との外交関係が始まったのであるが、後に東アジアにおける朝鮮の国際的地位をめぐる問題を引き起こすのが、その第一条である。

朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ
嗣後両国和親ノ実ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等
ノ礼義ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜疑スル事アルヘカラ

ス先ツ従前交情阻塞ノ患ヲ為セシ諸例規ヲ悉ク革除シ
務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開擴シ以テ双方トモ安寧ヲ永遠
二期スヘシ⁶⁾

まず、朝鮮は日本と「平等」であるということが謳われたことによつて、征韓論が日本の朝鮮政策を拘束する根拠がなくなつた。⁷⁾ 日本は「同等の礼義」によつて朝鮮に対してなければならぬ。次に、この第一条は、朝鮮は「自主ノ邦」であると規定しているが、これについて近代日朝関係史研究の古典である田保橋潔『近代日朝関係の研究』は、以下のように述べている。

日本は云ふ迄もなく完全な独立国であり、内治外交共に絶対に第三国の干渉を許さぬ。然るに朝鮮は清国の藩属で、完全な独立国ではない。然れども清国は従前より朝鮮の政教自主を認め、且之を第三国に声明して居る以上、日韓修好条規中自主の語を挿入し、朝鮮国政府が之に同意したことは、必ずしも過失と認め難い。朝鮮国の「自主」はかやうな極めて delicate な意義を有し、その解釈は当時の国際情勢によつて左右せ

られ、今後二〇年間朝鮮・清国と第三国間に屢々重大な係争を惹起し、日清戦役の一原因をなして居る。⁸⁾

ここでいう「自主」というのは、日本からすると万国公法Ⅱ国際法上の independent を意味するが、朝鮮からすると、田保橋が言うように、朝鮮は清の「藩属」Ⅱ「属邦」であつても内政・外交は「自主」であるという「属邦自主」を意味するものである。田保橋は朝鮮の「自主」をめぐる解釈が日清戦争の原因をなしたと述べており、それはまさにそのとおりなのであるが、ここで日本が征韓論を封殺して日本と朝鮮の平等性を表明し、さらに朝鮮は属国ではない「自主の邦」Ⅱ国際法上の主体であると朝鮮を位置づけたことは、日清戦争を超えて、その後の日本の朝鮮植民地化の方式をも規定することになるというのが、本稿の基本的な考えである。

さて、日朝修好条規第一条の「自主」が現実の国際情勢において「デリケート」な問題となる発端が、一八八二年五月の朝米修好通商条約の締結と、その直後の七月に朝鮮の漢城（ソウル）で起こった壬午軍乱である。これに先立つ一八七九年、日本は清の朝貢国Ⅱ属邦であつた琉球を沖

縄県として併合したが、これに危機感を強めた清の李鴻章は、以前からの脅威であつたロシアの朝鮮への南下とともに、日本の朝鮮に対する独占的地位を牽制するために、朝鮮政府要人に対して私的にアメリカとの条約締結を勧告した。⁹⁾その後、朝鮮政府がアメリカとの条約締結を決定する直接の契機となつたのが、一八八〇年に日本を訪問した金弘集が持ち帰つた駐日清国公使館参贊官黄遵憲が著した『朝鮮策略』である。この書物の「親中国、結日本、聯美国」という清の勧告を受け入れ、朝鮮国王はアメリカとの条約締結を決意した。しかし、アメリカとの条約締結交渉は、朝鮮政府ではなく、李鴻章が天津でアメリカ全権のシューフェルトとの間で行うことになる。そこで李は、この条約に「朝鮮は久しく中国の属邦であるが、内政外交はこれまで自主を得てきた」という「属邦条項」を第一条として入れようとした。これはシューフェルトの拒否によつて頓挫するものの、朝米修好通商条約締結の際に、朝鮮国王は李鴻章の幕僚の馬建忠が起草した「朝鮮は素より中国の属邦であるが、内政外交はこれまで大朝鮮国王の自主に由る」という照会状をアメリカ大統領に送付した。朝鮮はその後、イギリス・ドイツ・ロシアなどと続けて条約を締

結するが、そのたびに同様の照会状を相手国元首に送付することになる。こうして朝鮮は日本のほかに欧米諸国と条約を結んだのだが、その一方で、朝鮮の外交に旧来の宗属関係を根拠として清が介入するようになったのである。¹⁰⁾

ところで、朝鮮では「開国」に反対する勢力も強かった。朝鮮政府は強い態度で反対派を抑えて日朝修好条規・朝米条約を締結したのであるが、一八八二年七月、漢城で兵士の反乱をきっかけに壬午軍乱が起こる。朝鮮政府要人の邸宅とともに日本公使館も襲撃され、花房義質公使は長崎に逃れた。そうして、王妃の一族を中心とする政権は倒され、大院君の政権が復活する。一方、この時天津に派遣されていた金允植と魚允中は、壬午軍乱の報に接すると清に軍乱鎮圧のための軍隊の派遣を求めた。軍隊とともに朝鮮に派遣された馬建忠は、「朝鮮の」国王が「中国」皇帝に冊封されたものならば、一切の政令は王から出なくてはならぬ。(中略)王を欺くのは皇帝をないがしろにするにひとしい¹¹⁾と述べて、大院君を拘束して天津に送った。軍乱は清軍によって鎮圧され、閔氏政権が復活する。一方、軍艦を率いて朝鮮に戻った花房は、馬建忠の仲介で朝鮮政府と済物浦条約を結んで、軍乱首謀者の処罰、日本人被害者の遺族へ

の補償金の支払い、賠償金の支払い、日本軍の漢城駐在、謝罪使節の日本への派遣などを定めた。また、同時に日朝修好条規続約を結んで、開港場の遊歩地域の拡大、漢城付近での開市、外交官の内地旅行権の承認を定めた。¹²⁾

壬午軍乱に際して朝鮮に派遣された三〇〇〇人の清軍は、軍乱鎮圧後も朝鮮に駐屯した。清の朝鮮に対する宗主権は、軍事力を背景にさらに強化されたのである。九月には中国朝鮮水陸商民貿易章程が結ばれ、開港場貿易の時代に合わせて清と朝鮮との貿易関係も改編されたが、その章程の前文には「朝鮮は久しく藩邦に列」し、「中国が属邦を優待する意」からこれを結ぶとあり、朝鮮が清の「属邦」であることが明文化された。それとともに、朝鮮軍は袁世凱の指揮のもとに改編され、また朝鮮政府に李鴻章の推薦する外交顧問としてドイツ人のフォン・メレンドルフと馬建常が招聘された。李鴻章の立場では、あくまで朝鮮は「属邦」であつても内政・外交は「自主」なのであるが、壬午軍乱を経て「自主」の内実は形骸化し、日本が主張する「自主」¹³⁾「独立」とは溝が深まっていた。ただし、壬午軍乱を機に、日本政府は清との対決を念頭に置いた軍備拡張政策を進め始めるのであるが、清との軍事対決は時期尚早との

判断であった。また、一八八四年一二月の甲申政変に際して漢城で日清の軍隊が衝突した時も、井上馨と伊藤博文が主導して、清との妥協が図られた。翌一八八五年四月に伊藤と李鴻章との交渉の結果結ばれた天津条約では、日清両国は朝鮮から撤兵すること、日清両国は朝鮮に軍事教官を派遣しないこと、将来朝鮮に出兵する場合は相互に通知すること（行文知照）¹⁴が取り決められる。

ところが、この天津条約の締結とほぼ時を同じくして、イギリスが朝鮮半島南端の巨文島を占領した。それに先立ち、清の宗主権強化を嫌った朝鮮国王高宗は、フォン・メレンドルフに駐日ロシア公使館と連絡を取らせ、ロシアから朝鮮に軍事教官を派遣する密約を結んでいた。朝鮮とロシアが修好通商条約を結ぶのは一八八四年七月のことであるが、朝鮮をめぐって対立を深める日清、とりわけ宗主権強化を進める清を牽制するため、朝鮮はロシアという第三の勢力を引き込むことになったのである。イギリスの巨文島占領は、アフガニスタンなどでロシアと対立するイギリスが、ロシア艦隊が太平洋に出る通路を封鎖する措置であった。

ロシアに接近しようとする朝鮮国王への見せしめのため、

李鴻章は大院君を朝鮮に帰国させ、それとともに袁世凱を駐劄朝鮮総理事交渉通商事宜に任命して、宗主国の代表として朝鮮の外交を監督させることとした。清による朝鮮の実質的な保護国化である。しかし、朝鮮国王は駐朝鮮ロシア代理公使として赴任したヴェーベルとの間に、ロシアが朝鮮を保護し、他国と紛争が起こった場合にロシアが軍艦を派遣するという密約を結ぼうとした。これが露見すると、袁世凱は高宗の廃位まで計画する。一方、巨文島事件は英露をはじめとする列強の紛争が朝鮮に波及したことを意味する。これに衝撃を受けた日本政府は、井上馨外相の「弁法八カ条」（二八八五年）に見られるように、清との協調路線に転じ、朝鮮における清の優位を認めることになる（ただし、朝鮮が清の「属邦」であることを認めるものではなかった）。一八九〇年の山県有朋首相の「外交政略論」も、ロシアのシベリア鉄道完成を控えて、日本の「利益線」＝朝鮮の「独立」を保証するため、英・独との連合とともに日清が提携して、朝鮮を中立化することを唱えるものであった。¹⁵しかし、日本は一八九〇年代に入ると新たな軍備拡張を進めて、清との戦争に踏み切る体制を整えていった。

朝鮮が対欧米開国政策を進めて、国内的に開化政策を採

るようになった一八八〇年以降、朝鮮政府内には開化政策を推進する開化派が台頭するようになった。朝鮮近代史研究の通説では、開化派は一八八二年の壬午軍乱ののち、清との協調路線を採る穩健開化派と、朝鮮は「独立」国であるとし、日本と結んで清との宗属関係の破棄を目指す急進開化派に分裂する。このうち急進開化派は一八八四年二月の甲申政変の失敗によって壊滅状態となり、穩健開化派も朝鮮国王がロシアとの接近を進める過程で、一八八〇年代後半に政権から排除された。ロシアとの密約が清によって潰されたのちも、朝鮮国王および政府は欧米諸国に全権公使を派遣することによって清の宗主権強化を牽制しようとするとともに、アメリカ人教官を招いて士官学校を設置したり、外国人を雇用して養蚕・生糸生産に着手したりするなど、小規模ながらも国内改革を行ったが、財源不足のため一八八九年以後、対清牽制策も国内改革も頓挫するに至った。⁽¹⁶⁾ その一方で地方の疲弊が進み、一八九四年春に、今日甲午農民戦争と呼ばれている大規模な民衆反乱がおこり、これを機に日清が朝鮮に出兵して、日清戦争が勃発する。

日清戦争の開戦において、日本が正面に掲げたのが、次

の宣戦の詔勅（八月一日）に見られるように朝鮮の「独立」であった。

（上略）惟フニ朕カ即位以来茲ニ二十有余年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外国ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列国ノ交際八年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清国ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ対シテ著々隣交ニ戻リ信義ヲ失スルノ挙ニ出デムトハ／朝鮮ハ帝國カ其始ニ啓誘シテ列国ノ伍伴ニ就カシメタル独立ノ一國タリ而シテ清国ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ属邦ト称シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干渉シ其ノ内乱アルニ於テ口ヲ属邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ（下略）⁽¹⁷⁾

ここで、清が朝鮮の「内乱アルニ於テ口ヲ属邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ」とあるのは、六月七日の汪鳳藻駐日清国公使の「行文知照」に、清の朝鮮派兵の理由として「我朝保護属邦旧例」という字句があったことを指す。次いで日本は、七月二三日の王宮占領のちに成立した大院君・開化派政府との間に攻守同盟である「両国盟約」を

八月二六日に結んだが、その第一条は「此盟約ハ清兵ヲ朝鮮ノ境外ニ撤退セシメ朝鮮国ノ独立自主ヲ鞏固ニシ日朝兩國ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス」であつた。⁽¹⁸⁾ そうして、翌一八九五年四月一七日調印の「日清講和条約」は、その第一条で「清国ハ朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス因テ右独立自主ヲ損害スヘキ朝鮮国ヨリ清国ニ対スル貢獻典礼等ハ将来全ク之ヲ廃止スヘシ」と謳い、朝鮮が清の「属邦」ではなく、「独立自主」の国であることが確定されたのである。

日清戦争に際して日本の最終的な目標は朝鮮の實質的保護国化にあつたが、⁽²⁰⁾ そのための朝鮮からの清の排除は、以上のように朝鮮の「独立自主」の保障を掲げて行われた。さらに、實質的保護国化には朝鮮の「内政改革」が結びつくこととなる。一八九四年六月に朝鮮に軍隊を派遣した日本は、朝鮮駐兵の理由として日清共同の朝鮮内政改革を提示した。朝鮮の宗主国を自任する清がこれを拒否すること織り込んだものであり、清との開戦の理由として利用しようとしたものであつたが、清の拒否以後も日本単独で朝鮮政府に内政改革を迫つた。日本軍の王宮占領直後の七月二七日に、開化派を中心とした近代的改革である甲午改革

が開始される。八月二〇日に日本と朝鮮の大院君・開化派政権の間に結ばれた「暫定合同條款」第一条では、この改革について、「此度日本政府ハ朝鮮国政府ニ於テ内政ヲ改革センコトヲ希望シ朝鮮政府モ亦タ其急務タルヲ知覺シ其勸告ニ従ヒ勵行スヘキ各節ハ順序ヲ追テ施行スヘキコトヲ保証ス⁽²¹⁾」とされている。

すでに一八八五年の井上馨の「弁法八カ条」に、李鴻章の主導という前提ながらも、「朝鮮国王ヲシテ現今ノ如ク内廷ニ於テ政務ヲ執ラシメズ且内官ノ執權ヲ剝キ其政務ニ関スルノ途ヲ絶ツベシ」(第二項)、「挙国第一等ノ人物ヲ撰ンデ之ニ政務ヲ委任」させるが、「右第一等ノ人物トハ金宏(弘)⁽²²⁾ 集金允植魚允中ノ如キ其人ナルベシ」(第三項)とあるように、一八八〇年代後半以降、日本は国王および王妃の一族が政務に関与することが朝鮮の政治の悪弊だとみなし、それらの政務からの排除と、甲申政変に関与せず国内に残つた穩健開化派を中心とした内政改革を、朝鮮への干渉政策として考慮していた。甲午改革を担つたのは、この穩健開化派の他に、甲申政変後に成長してきた新進の開化派(兪吉濬が代表的な人物である)、一八八〇年代後半の対清牽制策の過程で成長してきた親米開化派(朴定陽・李

完用ら)らである。甲午改革は、朝鮮王朝をいつきに近代国家に再編しようとする急進的なもので、とりわけ大島圭介に替わって井上馨が駐朝鮮日本公使として関与するようになってから(朴泳孝ら急進開化派も帰国した)、急進性の度合いを強める。⁽²³⁾宮中と府中の分離が徹底され、また内閣制度の導入により、内閣が政務の責任を負う体制に朝鮮政府は改編された。⁽²⁴⁾

しかし、これを嫌った大君主(国王)と王后(後述するよ)うに、甲午改革により国王は大君主、王妃は王后と格上げされた)は、一八九五年四月の三国干渉のち、ロシアに接近して日本を牽制する。日本の遼東半島所有が「朝鮮国ノ独立ヲ有名無実トナスモノ」⁽²⁵⁾〔露仏独三国の遼東半島遷付勸告〕だというロシアの掣肘が、日本の「独立」を掲げた朝鮮の実質的保護国化を困難にし、また一八八〇年代後半の清による実質的保護国化の際と同様に、朝鮮国王は日本による実質的保護国化への牽制策として再度ロシアに接近したのである。日本は六月四日の閣議決定で「將來ノ対韓政策ハ成ルヘク干渉ヲ息メ自立セシムルノ方針ヲ執ル」とし、井上馨も公使を辞任することとなった。その後、一〇月八日に、三浦梧楼公使の首謀のもと、王后閔氏が日本人に

よって殺害される。身の危険を感じた高宗は、翌一八九六年二月一日、ロシアの協力で王宮(景福宮)を脱出し、ロシア公使館に避難した。これを俄館播遷というが、これによって王后殺害事件後に成立した親日内閣が崩壊し、朝鮮における日本の勢力が後退することとなる。同年中に、日本はロシアと小村・ヴェーベル覚書、山県・ロバノフ議定書を、一八九八年四月には西・ローゼン議定書を結んで、朝鮮における利害の調整をしなければならなかった。西・ローゼン協定の第一条では「日露及帝国政府ハ韓国ノ主権及完全ナル独立ヲ確認シ且ツ互ニ同国ノ間以上ニハ総テ直接ノ干渉ヲ為サ、ルコトヲ約定ス」⁽²⁷⁾とされた。清を排除して朝鮮を日本の支配下に置くための論理だった「独立」が、ロシアの日本牽制の論理として機能することになったのである。

二 日露の対立と大韓帝国

俄館播遷によって日本の勢力が後退したのちも、朝鮮は清の属邦に復帰することはなく、むしろ独立自主を自らの手で宣布することになる。一八九七年二月にロシア公使館から王宮の慶運宮(徳寿宮)に移った高宗は、同年一〇月

一・一二日に皇帝即位式を挙行し、続けて国号を朝鮮から「大韓」に改め、大清・大日本と並ぶ大韓「帝国」が成立するのである。

朝鮮の「独立」を掲げた日清戦争と並行して日本の影響下で行われた甲午改革では、朝鮮が「独立国」であること示すための国内的措置が取られた。代表的なものを振り返って見ると、以下のとおりである。まず、甲午改革の開始早々に、公文書における清の年号の使用を廃止し、李成桂の朝鮮創建を紀元とする「開国紀年」を用いることとした。さらに、井上馨が駐朝鮮公使として赴任して、明治天皇の五箇条の誓文に倣って行った一八九五年一月七日の宗廟誓告では、その第一条で「清国に附依する慮念を割断し、自主独立する基礎を確建すること」⁽²⁸⁾が謳われ、その後も「独立」を謳った詔勅・綸音などが渙発される。また、宗廟誓告の直後の一月二日には王室尊称改定が行われ、主上(国王)殿下は大君主陛下に、王妃殿下は王后陛下に、王世子殿下は王太子殿下に格上げされた。⁽²⁹⁾六月六日には、宗廟誓告と下関条約によって「独立」が確定したことを慶祝して、昌徳宮後苑で「独立慶会」が行われている。こうした「独立」に関する国内的措置がいっそう急進化するの

が、王后閔氏殺害事件によって親日内閣が成立してからである。親日内閣は一〇月二六日に高宗の皇帝即位式を挙行することを決定するのである。しかし、これに対して欧米各国、とりわけロシア公使の反対が強く、結局は挙行されずに、陽暦の施行とともに一世一元の年号が制定されるに止まった。⁽³⁰⁾

俄館播遷で親日内閣が倒れて日本の勢力が後退すると、朝鮮では「独立」の気運が改めて高揚した。高宗の俄館播遷の約二箇月後の四月七日に、甲午改革の末期から刊行準備が進められていた純ハングル紙の『独立新聞』が創刊され、次いで七月二日に独立協会が結成されて、清と朝鮮の宗属関係を象徴する建造物として甲午改革中に撤去された迎恩門の跡に、「独立」の象徴として独立門を建設する事業が推進された。独立協会は、一月二一日に内外国人を「五・六千人」集めて独立門定礎式を盛大に行う。⁽³¹⁾

こうした「独立」の気運の高まりの中、一八九七年一月一・二日に、高宗の皇帝即位式が挙行されたのである。しかし、高宗の皇帝即位について、漢城駐在の各国公使・領事は概ね冷淡であり、日本弁理公使の加藤増雄も当初対応に窮したが、国号に関しては一〇月二七日に外務省

より駐日朝鮮公使の李夏榮に対して「韓」への改称を「承認」すると回答した。⁽³²⁾ 朝鮮の皇帝号については、一月六日に外務大臣大隈重信から加藤公使宛に、日本政府は今後皇帝・皇后の称号を用いること、一月二一・二二日に挙行予定の明成皇后（王后閔氏）国葬に際して、加藤を特派公使に任命する親任状に皇帝・皇后称号を用いるとの通知があった。⁽³³⁾ 一月一〇日には、大隈に替わって外務大臣になった西徳二郎が、駐清・露・英・仏・米・独公使に、「他国政府方新称号ヲ識認スルト否トニ拘ハラス我政府ニ於テハ今後皇帝ノ称号ヲ用ユル事ニ取極メ」た旨、訓示している。⁽³⁴⁾ かつて王后殺害事件後の親日内閣が皇帝即位式の挙行を試みたことに照らせば、日本政府としては朝鮮の国王が皇帝を称することを無意味と思いつつも、朝鮮側の歓心を買うために皇帝称号・国号変更とも無碍にできなかった⁽³⁵⁾のであろう。「韓国併合ニ関スル条約」の「韓国」は、こうして日本政府が間接的に承認した大韓帝国のことである。一方、ロシアは一二月に韓国に公文を送って、直接的に皇帝称号を承認した。⁽³⁶⁾

さて、日露の利害調節が続くなか均衡を保っていた朝鮮半島情勢であるが、一九〇〇年の義和団事件を機に、満洲

と韓国をめぐる日露の対立が深まることになった。一九〇二年一月三〇日、日本はイギリスと「第一回日英同盟」を調印するが、その第一条における韓国の位置づけは、次のとおりである。

両締約国ハ相互ニ清国及韓国ノ独立ヲ承認シタルヲ以テ該二国孰レニ於テモ全然侵略的趣向ニ制セラルルコトナキヲ声明ス（下略）⁽³⁷⁾

同条で日本は「韓国ニ於テ政治上竝ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スル」ことが認められているものの、日本の韓国における支配的地位は認められておらず、韓国の「独立」が承認されている。日本がこの立場を明確に変更したのが、一九〇三年一月三日日露交渉決定の「対露交渉決裂の際日本の採るべき対清韓方針」である。韓国に関連する部分は以下のとおりである。

（上略）韓国ニ関シテハ如何ナル場合ニ臨ムモ実力ヲ以テ之ヲ我権勢ノ下ニ置カサルヘカラサルハ勿論ナリト雖出来得ヘキ丈ケハ名義ノ正シキヲ選フヲ得策トス

ルヲ以テ若シ往年日清戦役ノ場合ニ於ケルカ如ク攻守同盟若クハ他ノ保護的協約ヲ締結シ得ハ最モ便宜ナルヘシ故ニ時機到来セハ右ノ如キ締約ヲ為シ得ルノ素地ヲ作り置カンカ為メニ過般來既ニ必要ノ訓令ヲ駐韓公使ニ下シ其他種々ノ手段ヲ執リツツアリ(下略)³⁸⁾

軍事力をもつて韓国を日本の独占的地位に置くのであるが、そのためには名分が必要であり、韓国との攻守同盟の締結を模索しつつあるというのである。日露の対立が深まるなか、韓国が取った対応は戦時局外中立化だった。そのため、この攻守同盟締結の試みは成功しないまま二月八日の日露の開戦となった。これが実現するのが、日本が漢城を制圧したなかで二月二三日に結ばれた「(日韓) 議定書」である。日露戦争開戦に際する日本の韓国の位置づけを、宣戦の詔勅(二月一〇日)と「議定書」から見ると、以下のとおりである。まず、宣戦の詔勅である。

(上略) 帝国ノ重ヲ韓国ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ両国累世ノ関係ニ因ルノミナラス韓国ノ存亡ハ実ニ帝国安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清

國トノ盟約及列國ニ対スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ依然滿洲ニ占拠シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ帰セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス(中略) 韓国ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル将来ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠実勇武ナルニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス³⁹⁾

ここでは韓国の「独立」という言葉は使われておらず、「保全」「安全」になっており、それも「極東の平和」および日本の「国利」と「光榮」との関わりで論じられている。一方、韓国との攻守同盟である「議定書」では、明確に韓国の「独立」と領土の保全が謳われている。以下、「議定書」全六条の全文である。

第一条 日韓両帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ東洋ノ平和ヲ確立スル為メ大韓帝國政府ハ大日本帝國政

府ヲ確信シ施政ノ改善ニ関シ其忠告ヲ容ルル事

第二条 大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ皇室ヲ確実ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル事

第三条 大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保証スル事

第四条 第三国ノ侵害ニ依リ若クハ内乱ノ為メ大韓帝国ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ大日本帝国政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ而シテ大韓帝国政府ハ右大日本帝国政府ノ行動ヲ容易ナラシムル為メ十分便宜ヲ与フル事

大日本帝国政府ハ前項ノ目的ヲ達スル為メ軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ル事

第五条 両国政府ハ相互ノ承認ヲ經スシテ後來本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得サル事

第六条 本協約ニ関聯スル未悉ノ細条ハ大日本帝国代表者ト大韓帝国外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事⁽⁴⁰⁾

攻守同盟としての要点は第四条であるが、第三条で韓国の「独立」と領土の保全を謳い、これとならんで第二条で

韓国の皇室の「安全康寧」を謳っている。後者は、一八九五年の王后閔氏殺害に続く高宗の俄館播遷を念頭に置いていると思われる。日露開戦に際しても高宗はフランス公使館への「播遷」を考慮しようであるが、日本は皇室の「安全康寧」を謳って、皇帝を宥めることによって、再度の他国公使館への「播遷」を防ごうとしたのである。その一方で、第一条で韓国内政に干渉する根拠を作り、第五条では韓国の外交権を制約することとなった。五月三十一日閣議決定の「対韓方針に関する決定」に「帝国ハ日韓議定書ニ依リ或ル程度ニ於テ保護権ヲ収ムルヲ得」⁽⁴²⁾とあるように、「議定書」は韓国の「独立」を唱えながらその主権を奪うという、その後の矛盾した日本の対韓政策の開始点となるのである。

次いで八月二二日に「第一次 日韓協約」を結んで、いわゆる「顧問政治」を行うようになった日本は、翌一九〇五年四月八日に、「韓国ノ対外関係ハ全然帝国ニ於テ之ヲ担任シ在外韓国臣民ハ帝国ノ保護ニ帰スルコト」(第一項)、「韓国ハ直接ニ外国ト条約ヲ締結スルヲ得サルコト」(第二項)と謳う「韓国保護権確立の件」⁽⁴³⁾を閣議決定した。そうして同年七月二九日に、「タフト長官は、「桂太郎」伯爵の

見解の正当性を完全に認め、彼の個人的見解では、朝鮮に対し、日本の同意なく何らの対外的条約も結べないように要求する程度までの日本軍による朝鮮に対する宗主権の設定は、今次戦争の論理的帰結であり、東洋の恒久平和に直接的に寄与するであろうという旨を述べた⁽⁴⁴⁾という内容の「桂・タフト覚書」を結んだ。また、八月一二日には「第二回日英同盟協約」を結んで、韓国については第三条で以下のように取り決めた。

日本国ハ韓国ニ於テ政治上、軍事上又經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ為正当且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓国ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ対スル機會均等主義ニ反セサルコトヲ要ス⁽⁴⁵⁾

このようにアメリカ・イギリスから韓国保護国化の承認を取り付けた日本は、さらに九月五日記名の「日露講和条約」の第二条において、ロシアからも同様の承認を得ることになる。

露西亜國政府ハ日本國カ韓国ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

韓国ニ於ル露西亜國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又人民ト全然同様ニ待遇セラレルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ⁽⁴⁶⁾
(下略)

これらを受けて、日本は一〇月二七日に、「英米兩國ハ既ニ同意ヲ与ヘタルノミナラス以外ノ諸國モ亦日韓兩國ノ特殊ナル關係ト戦争ノ結果ト二顧ミ最近ニ発表セラレタル日英同盟及日露講和条約ノ明文ニ照シ韓國カ日本ノ保護國タルヘキハ避クヘカラサルノ結果ナルコトヲ默認」しており、さらに日露講和において「我國ノ為シタル讓歩ハ列國ノ認メテ一大英断トスル所」であるとして、「韓国保護權確立実行」を閣議決定した。その第八項には、「着手ノ上到底韓國政府ノ同意ヲ得ル見込ナキ時ハ最後ノ手段トシテ一方韓國ニ向テハ保護權ヲ確立シタル旨ヲ通告シ列國ニ向

テ帝国政府カ右ノ措置ニ出ツルノ已ムヲ得サリシ理由ヲ説明シ併セテ韓国ト列国トノ条約ヲ維持シ韓国ニ於ケル列国商工業上ノ権利ハ之ヲ傷害セサル旨ヲ宣言スルコト」とあるように、韓国に対する「通告」と、列国に対する「宣言」による保護国化も想定していた。

しかし、「韓国保護権確立実行」より先の日露講和談判第二回本会議（一九〇五年八月二日）では、後に講和条約第二条になる条文の日本側案に対し、ロシア全権ウイッテは、「韓国皇帝ノ主権ヲ侵害セサルコト」ないし「韓国皇帝ノ主権ヲ尊重スルノ主意」を条文に明記していないことについて、「国際上ノ主義」の問題、つまり国際道義の問題であるとして反論した。日本としては、「独立」と「保護国」の矛盾を突かれたわけである。やりとりの末、小村寿太郎全権が「会議録ニ留ムコトハ同意スルモ条約ニ上スコトハ絶対ニ不同意ナリ」と述べたため、「日本国全権委員ハ日本国力將來韓国ニ於テ執ルコトヲ必要ト認ムル措置ニシテ同国ノ主権ヲ侵害スヘキモノハ韓国政府ト合意ノ上之ヲ執ルヘキコトヲ茲ニ声明ス」という文章が条約附属書に記載されることとなった。⁽⁴⁸⁾一〇月二七日の閣議決定では、韓国

後ノ手段」だったように、日本側としては韓国側との協定締結、つまり「合意」の形式によって行うのが最善の手段であった。ロシアによって突かれた「国際上ノ主義」を日本政府が無視することができなかったからであろう。

三 保護国から「韓国併合」へ

「韓国保護権確立実行」の閣議決定を経て、日本は特派大使として伊藤博文を韓国に送り、保護国化を迫った。そうして一月一七日に、林権助駐韓日本公使と朴齊純韓国外部大臣との間に以下のとおりの第二次日韓協約が締結された（波線は、当初日本側の協約案になかった文言で、調印前に韓国側の主張を聞いて伊藤博文が修正・追加したものである）。

日本国政府及韓国政府ハ両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一条 日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本国外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益

ヲ保護スヘシ

第二条 日本国政府ハ韓国ト他国トノ間ニ現存スル条約ノ実行ヲ全フスルノ任ニ当リ韓国政府ハ今後日本国政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ条約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス

第三条 日本国政府ハ其代表トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監(レヂデントゼネラル)ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スルヲ為メ京城ニ駐在シ親シク韓国皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本国政府ハ又韓国ノ各開港場及其他日本国政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官(レヂデント)ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓国日本領事ニ属シタル一切ノ職權ヲ執行シ并ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ実行スルヲ為メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第四条 日本国ト韓国トノ間ニ現存スル条約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵触セサル限り總テ其効力ヲ継続スルモノトス

第五条 日本国政府ハ韓国皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保証ス

右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年十一月十七日

特命全權公使 林權助

光武九年十一月十七日

外部大臣

朴齊純⁽⁴⁹⁾

この第二次日韓協約は、一月二五日のアメリカを筆頭に、イギリス・ドイツ・フランス・清によって承認された。⁽⁵⁰⁾一方、当然のことながら、第二次日韓協約に対して韓国側からは強い抵抗があった。周知のように、韓国皇帝高宗は各国に密使を派遣してその無効を訴え、そうした外交戦略は一九〇七年の第二回万国平和会議への密使派遣に及んで、高宗の「讓位」という事態に至るのであるが、条約締結に際して高宗が取った態度については研究者の間に論争がある⁽⁵¹⁾ので、本稿でもそれに触れてみたい。

論争の発端は、原田環が二〇〇四年に発表した論文である。⁽⁵²⁾ここで原田は、韓国側の「五大臣上疏文」という史料を用いて、協約調印交渉に先立つ午後三時からの御前会議で、高宗が八人の大臣に「交渉妥協」、つまり日本側と交渉

して協約案を修正した上で第二次日韓協約の締結を受け入れよと指示したことを明らかにして、高宗が「締結推進のリーダーシップを發揮し、主体的に関わっていた」ことを論じた。そうして原田は、老練な高宗は第一段階として協定案の極力修正、第二段階として諸外国への協約無効運動の展開という二段階の協約反対運動を行ったと結論する。

原田に次いで、海野福寿がやはり「五大臣上疏」を用いて高宗の協定締結への「主体的」関与を論じた。海野によると、高宗は日本軍隊・警察に制圧されたなかで締結を拒否した場合の日本の苛烈な武力行使と、第二次日韓協約以上に苛酷な条約の強制を予想して「協商妥弁」（「交渉妥協」と同義）を命令したのであり、また高宗の協約反対運動は二段階ではなく、日露戦争終結前から日本の韓国保護国化を予想した対外アピールを始めており、そうした外交戦略によって協約無効化を勝ち取ることができるとの判断のもとで「協商妥弁」の命令を下したというのである。⁽⁵⁴⁾

これら高宗の「交渉妥協」指示があったとする研究に対する批判は、その論拠を概ね「五大臣上疏」および日本側史料が偽造ないし歪曲された文書だということに求めている。⁽⁵⁵⁾しかし、「五大臣上疏」提出当時に皇帝記録の編纂権

が日本と親日派によって奪われていたというなら、『高宗実録』や『承政院日記』に掲載されている協約批判上疏や「五賊」批判上疏などはどう扱ってよいのかという疑問が生じる。また、協約締結当時の高宗の主張を、専ら後に高宗が展開した外交戦略の過程で作成された文書によって論証するの⁽⁵⁶⁾もいささか乱暴である。一方、高宗が「交渉妥協」を指示したとしても、それを「主体的関与」というのは誤解を招きかねない。つとに海野が指摘しているように、第二次日韓協約の締結を認めるとしても、外交使節の派遣・接受という独立国の「形式」だけは保持したいというのが高宗の意図であり、それ故、協約締結後「茲二日本ノ要求ヲ容ル、ト同時ニ自国ヨリモ亦何ヲカ反対利権ヲ要求スルノ掛引ハ此ノ際予メ各大臣ノ腹案ニ存セサルヘカラス然ルヲ其ノ事ナク遂ニ締結ヲ終ヘシハ大臣等ノ無能無気力ナル心外ニ堪ヘス」と憤慨したのである。⁽⁵⁸⁾「交渉妥協」を指示したとしても、先に引用した協約文に波線を附した部分のような修正には満足できなかったのであり、実際に締結された協約に対して高宗は不服だったのである。海野の指摘のように、高宗の「交渉妥協」指示は、締結の無⁽⁵⁵⁾のち、それ以前から進めていた対外戦略によって協約の無

効化が可能だという判断が前提になっていたと思われるが、同時に協約締結翌日の日本人巡査の報告に以下のような記述があることに留意する必要があるろう。

韓人ノ報ニヨレハ条約ノ調印了リ各大臣等大闕ヲ退クヤ陛下ハ涕涙數刻ニシテ遂ニ吐血セラレ各大臣ハ日本ト同腹ニナリ朕ヲ脅迫シテ条約ニ調印セシメタリ朕カ赤子ハ一斉ニ起チ此悲ミヲ共ニセヨ云々ノ言アリシヨリ本日各地方ニ使者ヲ派遣シ保護条約ニ調印セシハ朕カ意志ニアラス朕ハ脅迫ニヨツテ調印シタルモノナラハ朕カ赤子ハ起テヨ云々（中略）

所謂儒生及国民教育会、青年会等ノ模様ヲ聞クニ本日本日
私曉陛下ノ吐血セラレ条約調印ハ陛下ノ意志ニアラサルノ説漏ルヤ一層激昂甚敷李裕寅ハ直ニ内命ヲ受ケテ各地方ニ扇動的使者ヲ派遣セルヨリ地方暴民ノ蜂起ヲ待テ条約破棄ノ運動ヲ起サン計画ナリト云フ又青年会員等モ地方蜂起ノ時期ヲ待チ外国ノ応援ヲ乞ハントスルヤノ説アリ⁵⁹

高宗は協約締結の直後に、これが大臣の脅迫によるもの

で自分の本意ではないことを各地に通知して、人民の蜂起を促したというのであるが、あながち無根の報告だとは思えない。高宗は一方で大臣に「交渉妥協」を指示しながら、もう一方で協約締結は自らに対する大臣の脅迫によるものだという情報を流しつつ、協約無効化のための対外戦略を継続すると同時に、国内での協約締結反対運動を扇動したのだと考えられる。これに関連して、義兵運動に対する高宗とその側近勢力の役割を強調する呉瑛燮の研究によれば、義兵将の多くは高宗からの密旨を受け取って、その「密旨の権威」により義兵を組織して蜂起しており、第二次日韓協約締結後の代表的な義兵将である崔益鉉が受け取った密旨は、協約締結直後の一月二日夜に発給されたものだという。また、右に引用した巡査の報告に出てくる李裕寅は、高宗側近勢力の代表的な人物で、高名な義兵将の許薦と親交があったという⁶⁰。内と外から日本を挟撃しようというのが、高宗の抵抗の実態であろう。

さて、第二次日韓協約の第三条にもとづいて、韓国には日本政府の代表として統監が置かれることになり、一九〇六年二月に伊藤博文が統監に就任した。統監としての伊藤の対韓政策についても研究者の間で対立があるが、本稿の

立場は、伊藤は併合を進めるよりも保護国の状態を継続させようとしたというものである。伊藤が併合推進に否定的だった理由は、海野福寿が述べているように、第一にロシアをはじめとする諸外国との関係、第二に韓国内での合意の取り付けが困難であるとの判断からである。⁽⁶¹⁾

諸外国との関係では、先述したように、第二次日韓協約のち、アメリカを筆頭に各国がこれを承認したが、日露講和交渉で日本による韓国の主権侵害を認めなかったロシアは、韓国は「独立国」であるという態度を変えなかった。一九〇六年二月、ロシアは新任の駐韓総領事プランソンの領事委任状の宛先を日本の天皇ではなく韓国皇帝とすることを日本政府に照会し、その根拠としてロシア政府はイギリス・ドイツ政府に送った公文で、ロシアは韓国が「独立」を失ったことを承認していないという見解を示していたのである。⁽⁶²⁾ この問題は、ロシア政府は委任状に宛名を記入しないこととし、さらに認可状請求公文にロシア政府は「日本カ韓国ノ外交関係ヲ完全ニ監理スル権利ヲ有スル事ヲ承認ス」と記入することで、八月初めに一応の解決を見る。しかし、一九〇七年七月三〇日調印の「日露第一回協約」では、その「秘密協約」⁽⁶³⁾の第二条で「露西亞国ハ日本

国ト韓国トノ間ニ於テ現行諸条約及協約（中略）ニ基キ存在スル政事上利害共通ノ関係ヲ承認シ該関係ノ益々發展ヲ来スニ当リ之ヲ妨礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス」として、第三次日韓協約（一九〇七年七月二四日調印）を含めた日韓間の協約をロシアは承認したが、「発展」が併合を含むものなのかは曖昧にされたのである。

また、韓国の国内では高宗の他にも、第二次日韓協約に対する抵抗が広まった。そのため伊藤は、統監赴任の際の内謁見で「今回博文力我 皇帝陛下ノ大命ヲ奉シ統監ノ任ニ膺リタルハ敢テ他意アルニ非ラス則チ日韓両国間ノ国交ヲシテ益親密敦睦ナラシムルト同時ニ貴国今日ノ衰運ヲ挽回シ独立富強ノ域ニ達セシメムカ為ナリ」⁽⁶⁴⁾と述べているように、自らの対韓政策が韓国の富国強兵や「文明化」、場合によっては「独立」を目指すものだという言辞を繰り返さざるをえなかった。これは実際に伊藤の対韓政策に反映するのであるが、そこには日本の韓国「保護」の実績を示すことで、自らの対韓政策に対する諸外国からの批判をかわず狙いもあつたであろう。伊藤の韓国内に対する政策は、森山茂徳に従えば、第三次日韓協約以前の前期は「文化政策」、以後の後期は「自治育成策」と呼びうるものだった。⁽⁶⁵⁾

後者の「自治育成策」とは、第三次日韓協約で統監が内政権をも掌握した状態で、日本の「指導監督」のもと司法制度整備、銀行設置、教育振興、殖産興業を進めるというものである⁽⁶⁶⁾。これを敷衍すれば、日清戦争中の甲午改革で断行された急進的改革は、大韓帝国期になって少なくとも部分が空文に帰したり反故にされたりしたが、それらを復活ないしはさらに発展させて、日本の干渉下で韓国の「文明化」を進めようとするものであった。伊藤は、このような「文明化」の推進によって韓国民の信服を得ることができ、もし保護以上の措置を韓国に取る必要がある場合でも、それは韓国民の信服を得たのちのことだと考えたのである。一方、朝鮮で一八八〇年代から形成された親日的な開化派は、甲申政変・甲午改革・独立協会運動の挫折によって永く亡命・流配など不遇であったが、第三次日韓協約を前後して活動を再開していた。また、一九〇八年六月に一斉交替した各道觀察使は、六月一七日に伊藤が彼らを前に行った訓示演説で「諸君ハ長ク日本ニ滞留セルヲ以テ君主ノ眼中諸君ナラハ日本語及日本ノ事情ニ精通セルカ故ニ諸君ヲ採用セラルルコトニ決定相成リタル次第⁽⁶⁷⁾」と述べているように、日本滞在経験者で占められていた。これら親

日的人物を協力者として保護国支配に対する合意を伊藤は取り付けようとしたのであり、また彼らからしても、伊藤による保護国支配は、かつて挫折した内政改革を、国家の形式を残したままで再開する機会であった。その場合に、第二次日韓協約の前文に、皇帝高宗の要求を伊藤が修正して加えた「韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄」という文言を根拠に、彼らが、韓国が完全に「独立」を失ったと考えていかなかった側面があると考えられる⁽⁶⁸⁾。

しかし、保護国支配に対する義兵運動などの抵抗は止まず、またそうした状況を招いた伊藤に対する日本国内、さらには在韓日本人からの批判が高まる⁽⁶⁹⁾。伊藤が統監辞任の決意を固めたのは、海野福寿の推測によれば一九〇九年春の賜暇静養の時であり、四月一〇日には桂太郎首相と小村外相に対して「適当ノ時期ニ於テ韓国ノ併合ヲ実行スルコト」への了解を与えた⁽⁷⁰⁾。伊藤の統監辞任が認められるのは六月一四日である。次いで七月六日に「適当ノ時期ニ於テ韓国ノ併合ヲ断行スルコト」(第一項)という「韓国併合に関する件⁽⁷¹⁾」が閣議決定された。四月一〇日の桂・小村との会谈で、伊藤が「唯、これが為め重大なる外交問題を惹起せざるやう予め手配し置くを必要とする⁽⁷²⁾」と述べたように、

併合には諸外国、とりわけロシアからの承認の取り付けという問題のみが残った。

その後、日本政府は一九一〇年四月一〇日に、ロシア駐在本野公使がロシア首相ストルイピンから「露国ニ於テモ之二対シ別ニ異議ヲ唱フベキ理由モ權利モナシ」という譲歩を引き出し、八月初旬にはイギリスから韓国併合の基本的承認を得た。⁽⁷³⁾併合をめぐる諸外国との関係が調整された以上、日本政府にとって韓国側の「合意」は不必要だとも考えられるが、しかし日本は一方的な宣言ではなく、韓国との「合意」という形式で併合を断行した。海野福寿によれば、桂も「日清戦役以来、我が政府が韓国に関して為した累次の……韓国の独立扶翼、独立維持」の「宣明」に矛盾する、「我方より進んで併合を決定することは聊か面白からざる関係」だと認識していたのである。⁽⁷⁴⁾

そうして、一九一〇年八月二二日、「韓国併合ニ関スル条約」が結ばれた。全文は以下のとおりである。

日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ハ両国間ノ特殊ニシテ親密ナル関係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ為ニハ

韓国ヲ日本帝国ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ両国間ニ併合条約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為日本国皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ韓国皇帝陛下ハ内閣総理大臣李完用ヲ各全権委員ニ任命セリ因テ右全権委員ハ会同協議ノ上左ノ諸条ヲ協定セリ

第一条 韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス

第二条 日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾

シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三条 日本国皇帝陛下ハ韓国皇帝陛下太皇帝陛下皇

太子殿下竝其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ応シ

相当ナル尊称威嚴及名誉ヲ享有セシメ且之ヲ保持ス

ル二十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四条 日本国皇帝陛下ハ前条以外ノ韓国皇族及其ノ

後裔ニ対シ各相当ノ名誉及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ

維持スルニ必要ナル資金ヲ供与スルコトヲ約ス

第五条 日本国皇帝陛下ハ勲功アル韓人ニシテ特ニ表

彰ヲ為スヲ適当ナリト認メタル者ニ対シ榮爵ヲ授ケ

且恩金ヲ与フヘシ

第六条 日本国政府ハ前記併合ノ結果トシテ全然韓国

ノ施政ヲ担任シ同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身体及財産ニ対シ十分ナル保護ヲ与へ且其ノ福利ノ増進ヲ図ルヘシ

第七条 日本国政府ハ誠意忠実ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相当ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限り韓国ニ於ケル帝国官吏ニ登用スヘシ

第八条 本条約ハ日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右証拠トシテ両全権委員ハ本条約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十三年八月二十二日

統監子爵寺内正毅

隆熙四年八月二十二日

内閣総理大臣李完用⁽⁷⁵⁾

第八条ですでに両国皇帝の裁可を経たものだとしているように、周到な条約である。公布の二九日には、「韓国併合ニ関スル宣言」が出された。

韓国併合ノ件ニ関シ帝國政府ハ韓国トノ間ニ条約ヲ有

シ又ハ韓国ニ於テ最惠国待遇ヲ享クヘキコトナリ居リタル独逸国、亜米利加合衆国、澳地利洪牙利国、白耳義国、清国、丁抹国、仏蘭西国、大不列顛国、伊太利国及露西亞国ノ各政府ニ対シ左ノ宣言ヲ為シタリ

明治三十八年日韓協約成リテヨリ茲ニ四年有余其ノ間日韓兩國政府ハ銳意韓国施政ノ改善ニ従事シタリト雖同国現在ノ統治制度ハ尚未タ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラス衆民疑懼ノ念ヲ懷キ適帰スル所ヲ知ラサルノ状アリ韓国ノ靜謐ヲ維持シ韓民ノ福利ヲ増進シ併セテ韓国ニ於ケル外国人ノ安寧ヲ計ルカ為ニハ此ノ際現制度ニ対シ根本的ノ改善ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ応シテ現在ノ事態ヲ改良シ且将来ノ安固ニ対シテ完全ナル保障ヲ与フルノ急務ナルヲ認メ日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ノ承認ヲ經兩國全権委員ヲシテ一ノ条約ヲ締結セシメ全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトナセリ⁽⁷⁶⁾ (下略)

やはり両国皇帝の「合意」であることが強調されている。

同日の明治天皇の勅令第三一八号で「韓国ノ国号ハ之ヲ改

メ爾今朝鮮ト称ス⁽⁷⁷⁾とし、こうして日本は朝鮮を植民地化したのである。

おわりに

幕末・維新期に征韓思想が発現したことに見られるように、明治維新初期から日本政府内に朝鮮に対する侵略的意図があったことは事実であるが、朝鮮との新たな関係を創出した日朝修好条規は、朝鮮を万国公法^{II}国際法上の「自主（独立）ノ邦」として、「彼此互二同等ノ礼義ヲ以テ相接待」することを謳うものだった。それ故、日本の朝鮮侵略の過程は、国際法に従いながら進められることになった。

この朝鮮が国際法上の「独立」であるという論理は、日清戦争までは、日本が清を排して朝鮮での支配的地位を打ち立てるための論理として有効であった。ただし、一八八〇年代後半に朝鮮に対するロシアの関与が始まると、日本は朝鮮問題について、清の優位を認めざるを得なかった。日本は朝鮮問題をめぐって、たとえ清との間で問題を解決しても、次にロシアとの対立に直面せざるをえなくなるのである。実際に、日清戦争以後、日本は朝鮮の「独立」という理由で、ロシアによる牽制を受けることになる。その

結果、日露戦争においても日本は韓国の「独立」を掲げなければならなかった。そのため、日本は韓国の保護国化に際してイギリス・アメリカから承認を引き出さねばならず、またロシアとは日露講和条約の締結のちも韓国の主権侵害をめぐって神経戦を続けなければならなかった。一九〇七年七月の「日露協約」で、日本はロシアから韓国保護国化の承認について確証を得ることになったが、それ以上の対韓政策の「発展」については、ロシアがそれを認めるか不明確だったのである。

一方、韓国国内でも保護国化と伊藤博文の統監政治には抵抗が強かった。日露戦争まで韓国の「独立」の保障を唱えてきた日本が、その後韓国の「独立」を奪ったのだという批判は、植民地化後も長く続く⁽⁷⁸⁾。そうした中、統監就任後の伊藤は、自らの統監政治による韓国の富強化および「文明化」、さらには「独立」回復を繰り返して主張しなければならず、「保護」の実績を示すためにも、「文化政治」「自治育成策」というような、日本の「指導」の範囲内での「文明化」政策を推し進め、併合に対しては否定的な態度を取った⁽⁷⁹⁾。

もともと、日本の韓国植民地化の過程は、砲艦外交によ

る条約締結、日清・日露の朝鮮・韓国を舞台にした戦争、義兵運動を始めとする韓国の抵抗運動に対する武力弾圧を通じて行われたものである。しかし、「韓国併合」の断行を決めた日本政府も、征服と宣言のような剃きだしの武力だけでは韓国を植民地化できず、条約締結という「同等の礼義」の形式を踏まなければならなかったのである。したがって、「韓国併合ニ関スル条約」の第一条と第二条の「合意」は、それ自体が明治初期以来の日本の侵略の論理の中で行われたものであり、これを文字どおりの「合意」とみなすことはできないのである。

- (1) 全文とその出典は本稿の第三章で提示する。
- (2) 新東亜編輯室編『近代韓国名論説集』（東亜日報社、ソウル、一九七九年）九七頁。引用文中の「」は月脚による補足。以下同様。
- (3) 『大日本外交文書』第一巻第二冊、六九二頁。
- (4) 吉野誠『明治維新と征韓論』（明石書店、二〇〇二年）二二七頁。
- (5) 拙稿「近代朝鮮の条約における『平等』と『不平等』」（『東アジア近代史』一三、二〇一〇年）。
- (6) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上（原書房、一九六五年）六五頁。

- (7) 吉野誠前掲書、第五章。三谷博・並木頼寿・月脚達彦編『大人のための近現代史 19世紀編』（東京大学出版会、二〇〇九年）一八二～一八三頁の吉野誠のコメント。
- (8) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上（朝鮮総督府中樞院、一九四〇年）四八二頁。
- (9) 原田環『朝鮮の開国と近代化』（溪水社、一九九七年）の第七章「朝・中『両載体制』成立前史」、参照。
- (10) 茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』（山川出版社、一九九七年）七一～七三頁。
- (11) 岡本隆司『馬建忠の近代中国』（京都大学学術出版会、二〇〇七年）一三八頁。
- (12) 外務省編前掲書、九〇～九二頁。
- (13) 茂木敏夫「李鴻章の属国支配観」（『中国—社会と文化』二、一九八七年）、参照。
- (14) 外務省編前掲書、一〇三～一〇四頁。
- (15) 高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社、一九九五）年の第二章および第三章、参照。
- (16) 須川英徳『李朝商業政策史研究』（東京大学出版会、一九九四年）、第三章。なお、一八八〇年代の「属邦自主」論の朝鮮における展開についてより詳細は、岡本隆司『属国と自主のあいだ』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）、参照。
- (17) 外務省編前掲書、一五四頁。／は原文では改行であることを示す。
- (18) 同右書、一五七頁。

- (19) 同右書、一六五頁。
- (20) 森山茂徳『近代日韓関係史研究』(東京大学出版会、一九八七年)、第一部第一章。
- (21) 外務省編前掲書、一五五頁。
- (22) 『日本外交文書』明治年間追補第一冊、三五九―三六〇頁。
- (23) 拙稿「甲午改革の近代国家構想」(『朝鮮史研究会論文集』三三、一九九五年)、参照。
- (24) 拙稿「近代朝鮮における国民国家創出と立憲君主制論」(日韓歴史共同研究委員会『第二期日韓歴史共同研究報告書』二〇一〇年)五一―五五頁。
- (25) 外務省編前掲書、一七〇頁。
- (26) 同右書、一七二頁。
- (27) 同右書、一八六頁。
- (28) 『旧韓国官報』開国五〇四年二月二二日。
- (29) 前掲拙稿「甲午改革の近代国家構想」、参照。
- (30) 拙著『朝鮮開化思想とナショナリズム』(東京大学出版会、二〇〇九年)の第四章、参照。
- (31) 同右。
- (32) 大隈重信より加藤増雄宛「送第一〇六号」(活字版『駐韓日本公使館記録』一二)、一八六頁。
- (33) 大隈重信より加藤増雄宛「来九三号」(同右書)二八三頁。
- (34) 西徳二郎より加藤増雄宛「機密送第九二号」(同右書)一〇〇頁。
- (35) この点について、加藤増雄より大隈重信宛「往一三三号」(同右書)二七一頁、および加藤増雄より大隈重信宛「機密第一七号」(同右書)三七―三九頁、参照。
- (36) 加藤増雄より西徳二郎宛「機密第二号」(同右書)三九〇頁。李致源「大韓帝国の成立過程と列強との関係」(『韓国史研究』六四、ソウル、一九八七年)も参照。
- (37) 外務省編前掲書、二〇三頁。
- (38) 同右書、二一九頁。
- (39) 同右書、二二二―二三三頁。
- (40) 同右書、二二三―二三四頁。
- (41) 玄光浩「大韓帝国の対外政策」(図書出版新書苑、ソウル、二〇〇二年)一一三―一二四頁。
- (42) 外務省編前掲書、二二四―二二五頁。
- (43) 同右書、二二三―二三四頁。
- (44) 歴史学研究会編『世界史史料9 帝国主義と各地の抵抗II』(岩波書店、二〇〇八年)三〇七頁、林雄介訳。
- (45) 外務省編前掲書、二四一頁。
- (46) 同右書、二四五頁。
- (47) 同右書、二五〇―二五一頁。
- (48) 『日本外交文書』第三七卷第三八卷別冊「日露戦争」V、四〇九―四一二頁。なお、この経緯については、すでに海野福寿前掲書、一七四―一七六頁で検討されている。
- (49) 外務省編前掲書、二五二―二五三頁。なお、第一条は日本側の協約案では「日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル関係及事務ヲ全然自ラ監視指揮

スヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ」であつたが、韓国側の主張によつて波線部分が削除された。

(50) 海野福寿前掲書、二二五～二二六頁。

(51) なお、この論争以前から第二次日韓協約については合法論と不法論の対立があることは本稿の冒頭で述べたとおりであるが、不法論の論拠は、その妥当性に問題があることが海野福寿前掲書で明らかになっているので、本稿では触れない。

(52) 原田環「第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗」

『靑丘学術論集』二四、二〇〇四年。

(53) これは、協約締結当時の韓国議政府の大臣八人のうち、李完用(学部大臣)が疏首になり、李と朴斉純(外部大臣)・李址鎔(内部大臣)・権重顕(農商工部大臣)・李根沢(軍部大臣)の五人(いわゆる「乙巳五賊」)が二月一日に高宗に提出した上疏である。

(54) 海野福寿「第二次日韓協約と五大臣上疏」(『靑丘学術論集』二五、二〇〇五年)。

(55) 康成銀「一次史料から見た『乙巳五条約』の強制調印過程」、李泰鎮(邊英浩訳)「一九〇五年『保護条約』における高宗皇帝協商指示説への批判」、いずれも笹川紀勝・李泰鎮編『韓国併合と現代』(明石書店、二〇〇八年)、所収。

(56) 李泰鎮同右論文、二二二頁。

(57) 丸山重俊警務顧問警視より林権助公使宛「臨秘第六

号」(『駐韓日本公使館記録』二四)三八七頁。

(58) 海野福寿前掲書、二二三～二二四頁。

(59) 三谷明憲巡查より熊谷頼太郎署長宛「報告」(『駐韓日本公使館記録』二四)三七五頁。

(60) 吳瑛燮「高宗皇帝と韓末義兵」(先人、ソウル、二〇〇七年)の第二部第一章「高宗の密旨が韓末義兵運動に及ぼした影響」、参照。

(61) 海野福寿前掲書、三一五頁。

(62) 森山茂徳前掲書、二〇七頁。海野福寿前掲書、一七六～一七七頁。

(63) 外務省編前掲書、二八〇～二八二頁。

(64) 神川彦松監修・金正明編『日韓外交資料集成』六(上)(巖南堂書店、一九六四年)、一二四頁。一字空きは原文のとおり。

(65) 森山茂徳前掲書、第二部、参照。

(66) 同右書、二一五頁。

(67) 神川彦松監修・金正明編『日韓外交資料集成』六(中)(巖南堂書店、一九六四年)、九二五頁。

(68) 保護国時代の開化派の動向について、前掲拙著の第三章、第八章、第九章を参照。

(69) 伊藤の統監としての対韓政策については近年研究成果が増えつつあるが、伊藤と対立した併合推進派の対韓政策論や、在韓日本人の伊藤批判については研究が不足しており、今後の近代日朝関係史研究の課題の一つである。

(70) 海野福寿前掲書、三四七～三四八頁。

- (71) 外務省編前掲書、三一五～三一六頁。
- (72) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下(統正社、一九四〇年)八三二頁。
- (73) 海野福寿前掲書、三四七～三四八頁。
- (74) 海野福寿前掲書、三三五頁。
- (75) 外務省編前掲書、三四〇頁。
- (76) 同右書、三四一頁。
- (77) 『韓国併合顛末書』(統監府、一九一〇年)二九頁。
- (78) 本稿の「はじめに」で引用した「二・八独立宣言」は、その代表的なものである。
- (79) もちろん、「併合」を断行したのちも、「韓国併合ニ関スル条約」で「相互ノ幸福」を、「韓国併合ニ関スル宣言」で「韓民ノ福利ヲ増進シ併セテ韓国ニ於ケル外国人ノ安寧ヲ計ル」ことを謳った以上、剥きだしの暴力だけでは朝鮮を統治できない。三・一運動以前の一九一〇年代の日本の朝鮮植民地支配方式は一般に「武断統治」と呼ばれ、その軍事的・抑圧的支配の側面が強調される傾向があるが、その一方で、保護国期以来の「文明化」政策の継承と変容という視点からの植民地支配方式の検討が必要である。

(つぎあし たつひこ・東京大学大学院総合文化研究科准教授)